

成長力強化への早期実施策

平成 20 年 4 月 4 日
経済対策閣僚会議

目 次

I. 基本的考え方	1
II. 具体的施策	2
1. 中小企業の体質強化	2
◎中小企業へのIT経営実践・普及の促進	
◎地域力連携拠点の整備	
◎新現役チャレンジプランの推進	
◎中小企業金融の円滑化	
◎下請適正取引等の推進	
2. 各産業の体質強化	4
◎「先端医療開発特区」の創設	
◎金融資本市場の競争力強化	
◎クリエイティブ産業の発信力強化	
◎サービス産業の生産性向上	
◎物流コスト引下げに向けた取組の推進	
◎電子政府に向けた取組の強化	
◎建設業・住宅産業の体質強化	
◎農林水産業の体質強化	
◎トラック運送業の体質強化	
◎レアメタル等の探鉱・開発の促進	
◎研究開発力の強化	
3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等）	7
◎「新雇用戦略」の策定・「新待機児童ゼロ作戦」の展開	
◎ジョブ・カード制度の整備・充実	
◎適正な雇用関係の構築	
◎働く希望を持つすべての者への就職支援	
◎雇用・就業機会の拡大	
◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
◎地域人材育成の推進	
◎年齢にとらわれない公務員採用の柔軟化	
4. 地域活性化	10
◎地方の元気再生事業による地域への支援の強化	
◎ITの活用による地域活性化	
◎農商工連携の加速	
◎地域産業の再生	
◎地域再生支援利子補給金による企業等への金融面での支援強化	
◎観光立国の推進	

- ◎地域イノベーションの創出
- ◎都市と農山漁村の共生・対流に係る支援の強化
- ◎地域資源を活用した農山漁村の活性化に係る支援の強化
- ◎地域公共交通の活性化に係る支援の強化
- ◎地理空間情報の高度な活用による地域の活性化の早期実施
- ◎地方団体の支援等

5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 12

(安全・安心の確保)

- ◎地域の安全・安心の確保（公立学校耐震化事業の早期実施）
- ◎食の信頼性向上への取組強化

(低炭素社会への転換)

- ◎環境モデル都市など低炭素型のまちづくりの推進
- ◎「200年住宅」等の推進
- ◎「環境エネルギー技術革新計画」の策定・推進
- ◎バイオマス等再生可能エネルギー、原子力への取組強化
- ◎美しい森林づくりに向けた取組の展開
- ◎低炭素社会への国民的取組の強化
- ◎運輸部門における温暖化対策の推進
- ◎市場・金融を活用した低炭素社会の構築
- ◎自転車通行環境の整備

成長力強化への早期実施策

I. 基本的考え方

我が国の景気は、息の長い回復を続けてきたがこのところ回復が足踏み状態にある。

米国では、サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融市場の動揺が続くとともに、実体経済は減速しており、これらを背景としてドル安が進行している。

我が国では、原油・素材価格の高騰に加えてドル安に伴う円高が企業収益に影響を与えつつあり、大企業・中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している。また、原油・素材価格の高騰は、これまで石油製品や食料品等の値上がりを通じて家計を圧迫し、消費者マインドの悪化につながってきている。この傾向は、ガソリン、灯油の支出割合の高い北海道、東北等で顕著である。

このように、中小企業の経営が圧迫されている現状や、地域経済動向にばらつきがあり地域によっては経済の回復力が弱いままで推移している現状、また、非正規雇用の拡大などにより不安定化している雇用の現状に対しては、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められている。(注)

さらに、米国経済の減速は、米国向けの輸出の減少として現れつつあるなど、景気の下振れリスクが高まっている。今般の国際金融市場の変動の主因は、米国発のものである。したがって、我が国の政策努力だけでこの問題を解決することは困難であり、米国を含めた各国と連携を深めることによって、国際金融資本市場の安定に向けて努力することが重要である。ただし、今後の動きには十分な警戒が必要であり、こうしたリスクに対しては早目早目に対応していくことが求められている。

政府は、人口が減少する中で持続的な経済成長を確保し、「希望と安心」の国の実現を目指すべく「経済成長戦略」の具体化を進めているところであるが、現下の経済状況やリスクの高まりにかんがみ、必要なことについては、迅速に手を打っていくこととしており、今般、「中小企業の体質強化」、「各産業の体質強化」、「雇用の改善」、「地域活性化」、「安全・安心の確保及び低炭素社会への転換」を柱とする「成長力強化への早期実施策」(以下、「早期実施策」という。)を取りまとめることとした。

また、国民にとっての安全と安心を確保することは、持続的な経済成長の基盤となる。政府は、年金記録問題など、国民からの信頼を損なう事態が多発したことを真摯に反省し、国民の安心の基盤となるべく、信頼回復に取り組む必要があることは言うまでもない。年金制度はもとより、社会保障制度は、国民全体にかかわる極めて重要な問題であることから、先般、総理のもとに、幅広く国民各層からなる社会保障国民会議を設け、社会保障のあるべき姿などについて、高齢化時代の国民の不安に応えることができるよう議論を行っている。年金記録問題への取組や社会保障国民会議での議論等を通じた社会保障制度の確立に向けての取組については、今般の早期実施策と並行して推進する。

内需中心の経済成長が実現されるためには、成長力強化と併せて、成長の成果が着実に国民に還元される必要がある。このため、政府の取組とともに企業をはじめとする関係各位において、賃金や配当への適切な反映や、流動化する雇用環境の中での人材育成、変化する事業環境に対応しての収益性向上に向けた適切な事業再編・再生等に関し、積極的な取組が期待される。

(注) 政府は、昨年12月、「原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化について」に続き、2月には「年度末に向けた中小企業対策について」を取りまとめた。

Ⅱ. 具体的施策

1. 中小企業の体質強化

◎中小企業へのIT経営実践・普及の促進

- ・中小企業におけるIT経営の導入を加速的に促進するため、研修事業を倍増して早期実施するとともに、農業まで対象を拡大、IT専門家の派遣等を早期実施する。あわせて中小企業の業種、規模、課題等に応じた最適なIT化をホームページ上で指南する「IT経営ガイド」を実施する（4～6月事業開始）。
- ・財務会計から電子納税申告、給与計算から年金関連申請などを処理できる中小企業向けオンライン版ソフト（ASP・SaaS）を開発し、国のポータルサイトから廉価で提供する（4～6月事業開始）。また、情報開示基準を満たすASP・SaaSの民間認定等を通じ、サービスの普及を図る（4月事業開始）。
- ・中小企業の社内システムと発注元に応じて多様なEDI（電子データ交換）システムとを接続可能とするため、発注元の独自コードを共通のコードに変換する等の機能を持ったシステムを開発する（6月事業開始）。

◎地域力連携拠点の整備

経験豊富な大企業の退職者、中小企業、農業、大学等が相互に連携し、ITを活用した経営支援や政策金融を始めとする各種支援措置の積極的活用等を通じて、中小企業の経営力向上、新事業展開や事業承継を支援するためのモデル拠点を全国で200から300か所早期整備し、関連施策と併せ上半期から経営指導等が十分実施できる体制を構築する（6月上旬事業開始）。

◎新現役チャレンジプランの推進

新現役（大企業等の退職者及び近く退職を控える層）の有する技術・ノウハウ等を中小企業や地域に活かすため、新現役と中小企業とのマッチングを地域力連携拠点等を通じて全国規模で早期展開する（4月事業開始）。

◎中小企業金融の円滑化

○セーフティネットの拡充

- ・セーフティネット保証の対象業種について、「年度末に向けた中小企業対策について」を踏まえ指定期間を6月末までとした83業種に加え、調査結果を踏まえ、業況の悪化が著しいと判断される15業種を追加指定し、61業種について3月末までとされていた指定期間を6月末まで延長する（4月事業開始）。
- ・金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の経営の安定を図るため、特別貸付制度「金融環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」（国民生活金融公庫等）の貸付限度

額を時限的に拡充（別枠 3000 万円から別枠 4000 万円へ）する（4月事業開始）。

○中小企業の創業・第二創業の促進

- ・ベンチャー企業の起業・育成を支援するため、エンジェル投資の活性化に向けた支援策を抜本的に拡充する（4月開始予定）。
- ・企業に雇用されている従業員等の新規創業の支援を行うため、特別貸付制度「新規開業支援資金」（国民生活金融公庫等）について、勤務要件を時限的に緩和（現行必要な6年以上の勤務経験を3年以上に緩和）する（4月事業開始）。
- ・中小企業の経営多角化・事業転換支援のため、特別貸付制度「新事業活動促進資金（第二創業関連）」（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等）の対象者を拡充（現行「第二創業を図る者」に「第二創業後5年以内の者」を追加）する（4月事業開始）。

○中小企業の資本強化

- ・新事業や事業再生等に取り組む中小企業を資金面から支援するため、特別貸付制度「挑戦支援資本強化特例制度」（借入れ分を自己資本に組み入れたとみなせる資本的性質を有する劣後ローン）（中小企業金融公庫等）を創設する（4月事業開始）。
- ・資本的性質を有する劣後ローン等を、優先出資や無議決権株と同様、資本として融資先企業の債務者区分を査定できる旨、金融検査マニュアルに記載・運用する（4月適用開始）。

○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知

- ・中小企業向け貸出の評価に際しては、赤字や債務超過といった事実のみで判断するのではなく中小企業の特性を踏まえた経営実態の適切な評価を行うというマニュアル別冊の趣旨について、金融機関の営業現場を含め周知を徹底する（4月以降改めて徹底）。
- ・併せて、中小企業向け説明会を、全国の商工会議所・税理士会等の協力を得て、地域ブロック・自治体単位で実施し、中小企業の資金調達面での活用を支援する（4月以降実施範囲を拡大）。

○中小企業の資金需要への十分な配慮

- ・地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融関係団体へ地域・中小企業金融への十分な配慮を要請する（4月以降速やかに開催）。
- ・借り手の声を幅広く取り入れる「金融円滑化ホットライン」を実施する（4月予定）。

○ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓

- ・ミドルリスク層も含め、不動産担保・個人保証に過度に依存しない動産等を担保とした融資（A B L（Asset Based Lending））の活用を促進する（平成 20 年度以降、事例集を用いて普及）。
- ・A B Lの実務指針（A B Lガイドライン）を策定・公表し、A B Lの普及のための環境を整備する（5月予定）。
- ・信用情報機関の企業情報や、リース会社・貸金業者の保証など、地域金融機関における外部機関の与信審査能力を活用した融資を促進する（平成 20 年度以降、事例集を用いて普及）。

○中小・小規模企業のニーズに対応した資金繰りの円滑化

小規模事業者経営改善資金（マル経）融資制度の拡充等により、担保や保証人に過度に依存しないなど中小・小規模企業のニーズに的確に対応した資金繰り円滑化支援を積極的に推進する（4月事業開始）。

◎下請適正取引等の推進

「年度末に向けた中小企業対策について」に引き続き、下請代金法・独禁法による取締を強化するとともに、4月1日に全国47都道府県に開設した「下請かけこみ寺」について、リーフレット約30万部の配布等広報に努め、下請取引の相談、下請適正取引ガイドラインの普及啓発等を広く実施するなど、下請適正取引等の推進を徹底する。

2. 各産業の体質強化

◎「先端医療開発特区」の創設

最先端の再生医療、医薬品・医療機器について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中核とした他の研究機関や企業との複合体を選定し、研究資金の特例や規制を担当する厚生労働省・（独）医薬品医療機器総合機構との並行協議等により開発を促進するよう、早急に検討し、実施する。平成20年度は、先行プロジェクトを実施する。

◎金融資本市場の競争力強化

金融・資本市場競争力強化プランの早期具体化を図る。その際、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。

○金融商品の多様化

- ・金等の商品を直接組み入れたE T F（上場投資信託）の組成を可能とする（金融商品取引法等の一部改正）。
- ・現物拠出型E T Fの対象株価指数の個別列挙方式を見直すとともに、その投資対象を株式以外の有価証券にも拡大する（6月を目途に政令・府

令等改正)。

- ・ J - R E I T (不動産投資信託) への海外不動産の組入れを可能とする。

○英文開示有価証券の対象拡大

現在、外国 E T F に限られている英文開示の対象有価証券を、外国会社等が発行する全ての有価証券に拡大する (5月を目途に政令・府令改正)。

○海外ファンドマネージャーの誘致

我が国市場で投資を行う海外投資家が、国内のファンドマネージャーと投資一任契約を締結する際、両者が独立した関係にあるときには、当該海外投資家が受け取る運用益について、本邦での確定申告の義務がないことを明確化する (事例等を用いた周知)。

○プロによる取引の活発化

内外企業等の資金調達機会の拡大及び我が国金融・資本市場の魅力向上のため、直接の参加者をプロに限定した自由度の高い市場の枠組みを構築する (金融商品取引法等の一部改正)。また、適格機関投資家制度について、届出機会を年4回に拡大する (5月を目途に府令改正)。

○金融商品取引所及び銀行グループ等の業務範囲の拡大

金融商品取引所による排出量取引市場の開設を可能とするとともに、商品現物取引・排出量取引等について銀行グループ等の業務範囲を拡大する (金融商品取引法等の一部改正)。

○金融商品取引法における課徴金制度の拡充

公正・透明で信頼性のある市場を構築するため、金融商品取引法上の課徴金制度について、金額水準の引上げ及び対象範囲の拡大等を行う (金融商品取引法等の一部改正)。

◎クリエイティブ産業の発信力強化

世界最高峰のデザインイベントである「ミラノ・サローネ」(4月)における「日本展」の開催、カンヌ映画祭(5月下旬)におけるジャパンコンテンツ発信拠点の設置、各地域のコンテンツクリエイターとコンテンツ関係者が結集する地域コンテンツフォーラムの開催(6月から開始し、継続的に各地で開催)、日中韓を中心とするアジア諸国の一流のCGクリエイターと政府関係者によるアジアCGサミットの開催(6月下旬、中国)を実施する。

◎サービス産業の生産性向上

業種別の生産性向上のための課題を抽出し、4月中に業種別生産性向上プログラムを策定する。特に生産性の向上が必要な分野について、産業活力再生特別措置法に基づく事業分野別指針を4月から6月を目途に策定する。

※小売、情報サービス、商社、研究開発サービス、認証サービス、業務プロ

セス・アウトソーシング、プラント・エンジニアリング、プラント・メンテナンス、環境サービサイジング、対個人サービス、自動車小売

◎物流コスト引下げに向けた取組の推進

貿易手続の効率化のため、税関の臨時開庁手数料を廃止し手続きを簡素化、AEO制度の対象を拡大、さらに、輸出入等関連システムを統合するとともに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立するなど貿易手続改革プログラムを早期に実施する。

◎電子政府に向けた取組の強化

- ・ワンストップ電子行政サービスの実現を目指し、国民本位の電子政府・電子自治体実現のための基本構想を4月中に取りまとめる。引越手続等のワンストップポータル構築のための実証実験を本年度より先行的に開始する。手数料の引下げ、添付書類の削減に向けて、本年度早期に、行政事務の簡素化・効率化等に必要の見直し、点検に着手し、本年度中に取りまとめを行う。
- ・年金の記録適正化や業務効率化のため、オンライン申請を推進することとし、添付書類省略等の取組を早期に進め、数値目標を含む行動計画を秋までに策定する。

◎建設業・住宅産業の体質強化

- ・建設業者の生産性向上を図るため、施工分野から設計・企画分野や維持管理分野等への活動の幅の拡大、現場管理でのIT活用等の先進的取組についてのモデル事業を4月下旬から公募し支援する。
- ・価格と品質で総合的に優れた公共工事の調達を実現する総合評価方式の導入に向け、地方公共団体への支援を4月上旬から行う。
- ・4月に拡充される耐震改修等に係る補助事業及び融資制度（元金の返済を猶予する高齢者向け返済特例）の活用を通じ、耐震改修を促進する。
- ・4月に支援制度を創設し、長期優良住宅、省エネ改修、耐震改修等に関する講習による技術力向上や、地域の木造住宅関連産業の連携支援等による競争力強化を図る。

◎農林水産業の体質強化

○競争力強化等に向けた構造改革の促進

- ・新技術・新品種の導入等による高品質・低コスト生産技術を活かした産地モデルの構築、水田・畑作経営に係る交付金支払の前倒し、米から麦、大豆、飼料作物等への転換、非主食用米の低コスト生産技術の確立等を促進する。
- ・効率的な林業生産システムの開発、品質管理の徹底等による高品質材の安定供給体制の確立等を図るとともに、漁業共済機能を活用強化した漁業経営の改革、収益性を重視した新たな操業・販売体制の確立等を促進する。
- ・原油や飼料穀物等の価格高騰に対応した先進的省エネルギー温室用加温設備のモデル導入、漁業の省エネ型操業形態への転換等を促進する。

○輸出活力の向上

輸出に係るビジネスモデルを確立し、輸出先のマーケット情報やトラブルへの対処方法等について、意欲ある農林漁業者等に提供する。

◎トラック運送業の体質強化

「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」に基づきトラック運送業の適正取引を推進するため、燃料サーチャージ制の導入促進、関係者から構成されるパートナーシップ会議の開催（4月以降）等を行う。

◎レアメタル等の探鉱・開発の促進

石油天然ガス・金属鉱物資源機構に財投資金 100 億円を追加出資し、レアメタル等の探鉱・開発を実施する企業に対する出融資・債務保証を抜本的に強化する（5～6月事業開始予定）。

◎研究開発力の強化

我が国の研究開発力の強化を図るため、システム改革（優秀な人材の確保、人材交流の促進、研究成果の実用化の促進等）への取組を推進する。

3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和 等）

◎「新雇用戦略」の策定・「新待機児童ゼロ作戦」の展開

- ・女性・若者・高齢者等の雇用促進に向けて、3か年の数値目標を含んだ「新雇用戦略」を策定し、早急に実行に移す（速やかに策定）。
- ・その一環として、「新待機児童ゼロ作戦」の展開により、保育施策を質・量ともに充実・強化する。特に、今後3年間の利用目標を定め、その達成に向け、保育所の受入児童数の拡大、保育ママの拡充、認定こども園の設置促進等を早急に実施する。

◎ジョブ・カード制度の整備・充実

4月に制度を施行するとともに、経済界・労働界等が参加した推進協議会を中心に、対象者や仕組み等の拡充を検討する。また、中央・地方のジョブ・カードセンターを設置し、制度の周知や協力企業拡大に向けた働きかけを実施する。

◎適正な雇用関係の構築

○最低賃金の履行確保と広報

平成19年度に引き上げられた最低賃金の履行確保を図る観点から監督指導を強化するとともに、最低賃金の国民への広報を推進する（4月以降適時実施）。

○「緊急違法派遣一掃プラン」の推進と労働者派遣制度の見直し

- ・日雇派遣の適正化等に向けた派遣元や派遣先への重点的な指導監督等を内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」を実施する（2月から実施。うち日雇派遣指針等は4月1日施行）。
- ・派遣労働者の雇用の安定の在り方など制度の根幹に関わる問題を早期に検討する（2月に研究会設置。7月目途取りまとめ予定）。

○非正規労働者の待遇の改善

- ・改正パートタイム労働法に基づき、正社員との均衡待遇を確保する（4月施行）。
- ・有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを策定（2月に研究会設置。7月目途取りまとめ予定）し事業主に周知する。
- ・パートや有期契約の労働者の正社員転換を行う中小企業等に助成金を支給する（有期契約については4月から実施）。

◎働く希望を持つすべての者への就職支援

○若年者等の支援

- ・フリーター常用雇用化プランを推進(35万人。4月から実施)するとともに、ニート等の自立支援を強化する（3月末までに地域若者サポートステーション事業委託先の公募・選定。4月から拡充実施）。
- ・改正雇用対策法に基づき、若者の応募機会拡大に向けた事業主の周知啓発等を行う（4月から実施）。
- ・就職氷河期に正社員となる機会を逃した若年者を主な対象として、中途採用の拡大に努めるよう、各経済団体等を通じて企業に要請を行う（4月から実施）。
- ・ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者へのNPO等と連携した就労支援を行う（4月から実施）。

○子育て女性等の支援

- ・就職を希望する子育て女性等を支援するマザーズハローワーク事業を拡充する（4月から実施）。
- ・ハローワークと福祉事務所の連携等による母子家庭の就労・自立支援を充実する（4月から実施）。

○高齢者の支援

- ・65歳までの雇用機会の確保を図るとともに、モデル的取組を行う企業に対する助成制度の新設等による「70歳まで働ける企業」の普及促進を図る（4月から実施）。
- ・地域の経済団体の協力を得た団塊世代等の再就職支援や自治体とシルバー人材センターの連携による委託など多様な就労機会の提供を行う（4月から実施）。

○障害者の支援

- ・ハローワーク、「障害者就業・生活支援センター」、特別支援学校等の機関の連携による「チーム支援」を通じた障害者の就労支援の強化を図る（4月から実施）。
- ・「障害者就業・生活支援センター事業」の拡充・実施体制の充実等を行う（4月から実施）。

◎雇用・就業機会の拡大

- ・地方自治体と事業主団体等とが協力して地域の特性を生かした雇用機会の創出を図る取組のうち、効果が高いものを国からの委託事業として実施する（新規応募事業案を4月中に審査。以降適時事業開始）。
- ・基盤となる人材の雇入れや能力開発を行う中小企業に対する助成金制度を拡充する（4月から実施）。

◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

○仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進

- ・改正「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行う（3月24日告示、4月1日適用）。
- ・労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成金制度を創設する（4月創設）。
- ・長時間労働の抑制を図るための重点的な事業主指導を実施する（4月から実施）。

○子育てをしながら継続就業ができる職場環境を整備するため、育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援を推進（4月に助成制度を創設）

○仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成

- ・女性の登用促進や、子育てしながら働きやすい環境の整備と併せた、担当大臣等による各界トップ層への働きかけを行う（3月25日から開始）。
- ・我が国を代表する企業によるモデル事業を展開する（4月中旬目途で参加企業を決定し、事業開始予定）。
- ・「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組を推進する（6月中目途での第1回開催に向け、現在準備中）。

◎地域人材育成の推進

地元産業・誘致産業の具体的な人材ニーズに合わせ、自治体・産業界・人材育成機関の連携による職業訓練を支援する（4月事業開始）。

◎年齢にとらわれない公務員採用の柔軟化

- ・「国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）」は、平成20年度も引き続き実施する。さらに、公務外での実務経験等を有する人材を採用する場合の任用及び給与の特例を活用するとともに、経験者採用システムを利用

した採用を拡大する。

- ・地方公務員については、平成 20 年度も引き続き、国家公務員における動向も参考にしながら、中途採用の拡大について地方公共団体に助言していく。

4. 地域活性化

◎地方の元気再生事業による地域への支援の強化

地域が主体となった地域活性化の取組の立ち上がり段階を対象として、人材育成、社会実験の実施等を中心に支援する（4月に創設し募集要領を公表）。

◎ITの活用による地域活性化

我が国ICT産業の国際競争力を強化する「ユビキタス特区」事業の3月選定完了と4月順次事業開始、光ファイバ網の整備、IT人材の育成等、「ITによる地域活性化等緊急プログラム」を推進する。また、3月より免許申請を開始し年内にもサービスが開始される地域WiMAXの導入により地域の特性に応じた高速の無線ブロードバンドシステムの整備を推進する。

◎農商工連携の加速

農林水産品を活用した新事業展開や実用化研究開発の支援事業を早期に実施する。また、「農商工連携 88 選」（先進事例集）を4月に公表し、その普及啓発を図る。

◎地域産業の再生

○地域の中小企業の事業再生支援

- ・各地域の再生支援協議会及び全国本部における常駐専門家の増員等により体制を強化する（4月から実施）。
- ・経営改善・再建を図る地域中小企業を支援するため、特別貸付制度「企業再建資金」の貸付金利を引き下げる（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等）（4月事業開始）。
- ・企業の事業再生への取組に資するよう、銀行グループ等の議決権保有制限の例外措置を拡充する（金融商品取引法等の一部改正）。
- ・金融機関による企業の事業再生の取組について、検査・監督で積極的な評価・周知を図る（平成20年度以降、事例集を用いて普及）。

○企業立地等による地域活力の向上

- ・新規立地等を行う中小企業に対し、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫等の超低利融資制度による支援を実施する（4月事業開始）。
- ・公共的施設の導入促進等の空き店舗対策や、中心市街地活性化法の活用促進などを通じ、商店街の活性化等を推進する（4月事業開始）。

◎地域再生支援利子補給金による企業等への金融面での支援強化

地域再生に資する事業を行う企業等の低利での資金借入が可能となるよう、金融機関に対し利子補給金を支給する制度を平成 20 年度早期に創設し、地域再生を推進する（関係改正法案の国会通過後、直ちに金融機関に交付要領を公開）。

◎観光立国の推進

○ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・拡充

アジア地域での I C カードの共通化・相互利用化等による旅行者の利便性の増進等を 4 月以降早期に進める。また、韓国・台湾の空港での事前審査を 4 月から実施する等外国人の出入国手続の迅速化・円滑化を推進する。

○地域の魅力を生かした体験型・交流型のニューツーリズムの推進

モニターツアーの実施に関する実証実験について、4 月から公募を開始する。

○広域・総合観光集客サービスの競争力強化の支援

観光・集客サービスの競争力向上を図るため、先進地域の取組を分析・抽出した「集客力向上に資する 10 の秘訣」を活用しつつ、他の地域との差別化を図るための取組を支援する（5 月中に支援対象採択予定）。

◎地域イノベーションの創出

産学官の連携体制を構築し、地域の大学等の研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業への利用開放、産学共同研究等を促進する（4 月公募開始）。

◎都市と農山漁村の共生・対流に係る支援の強化

全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行うためのモデル事業を実施（モデル地域は 4 月に公募）するとともに、グリーン・ツーリズムに係る交付金の対象施設の拡充、エコツーリズムに係る支援の対象の拡大（法定協議会の追加）等を 4 月に実施する。

◎地域資源を活用した農山漁村の活性化に係る支援の強化

- ・地域の貴重な知的財産を活用した農林水産物等の地域ブランド化、有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成等に向けた支援を 4 月から実施する。
- ・地域を先導する人材の育成、優れた自然や伝統文化等の地域資源を活用した農山漁村づくり、鳥獣被害の防止に関する支援制度を創設し、4 月から事業を実施する。

◎地域公共交通の活性化に係る支援の強化

地域公共交通活性化・再生総合事業を 4 月に創設し、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会をパッケージで一括支援する。

◎地理空間情報の高度な活用による地域の活性化の早期実施

位置決め基準となる電子地図を整備し、4月より無償で順次提供することにより、観光案内の情報発信等を容易にし、地域の活力や生産性の向上を図る。

◎地方団体の支援等

○「頑張る地方応援プログラム」

「頑張る地方応援プログラム」を平成20年4月より制度拡充し、人材を紹介・派遣するなど、地域を支える人材の育成・活性化の支援を行う。

○地方自治体に対する「地方再生対策費」

地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画の歳出に「地方再生対策費」4000億円を創設し、普通交付税の算定を通じて、市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分し、地域活性化施策を推進する。

○国立大学法人等に対する寄附に関する制度の改善

地方公共団体による国立大学法人等に対する寄附に関し、地域の産業振興等に資する人材育成や産学連携等のための土地・施設等の無償貸与や譲渡等を可能にするなどの改善を図る。

○寄附金税制の拡充

条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等個人住民税における寄附金税制の拡充を行う。

5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換

(安全・安心の確保)

◎地域の安全・安心の確保（公立学校耐震化事業の早期実施）

平成19年度補正予算及び平成20年度当初予算の活用による公立学校耐震化事業を地方公共団体が早期に実施できるようにするため、国庫補助の交付手続きを早めて迅速に進める（平成20年度予算の耐震補強事業については、5月頃に内定、6月頃に交付決定の予定）。

◎食の信頼性向上への取組強化

- ・平成20年3月に「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を策定し、食品業界のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進する。
- ・原材料高騰の影響を受ける中小食品加工業者に対し、農林漁業金融公庫による融資（受付中）により、品質管理・生産性向上に資する設備投資や原材料の国産農産物への転換等を支援する。
- ・農産物の生産現場において生産工程全体を管理するGAP手法（農業生産工

程管理手法)の導入を促進するとともに、食品製造業におけるHACCP手法(危害分析重要管理点方式)について特に中小事業者を中心に導入を推進する(4月事業開始)。

- ・輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン(5月中を目途に策定)による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。

(低炭素社会への転換)

◎環境モデル都市など低炭素型のまちづくりの推進

- ・温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を全国で10か所選定する「環境モデル都市」について、4月より提案募集を開始する。
- ・地域冷暖房や緑化など、都市を面的にとらえた包括的な環境負荷削減対策の導入に対する計画策定支援やモデル事業、実証実験等を推進する(4月より順次実施)。

◎「200年住宅」等の推進

- ・「200年住宅」の推進に向け、「住宅長寿命化推進協議会」を設立するほか、4月に支援制度を創設し、先導的な技術の導入等のモデル事業を実施するとともに、事業者への講習による技術力向上等を図る。
- ・自然エネルギーの高効率利用等の先導的技術を導入するモデル事業への支援(4月に事業創設)や住宅の省エネ改修促進税制の創設を通じ、住宅・建築物における省CO₂対策を推進する。

◎「環境エネルギー技術革新計画」の策定・推進

温室効果ガスの排出を究極的にゼロとするような革新的な技術開発を行うため、「環境エネルギー技術革新計画」を5月を目途に策定し、推進する。

◎バイオマス等再生可能エネルギー、原子力への取組強化

- ・北海道洞爺湖サミットに向け、バイオマスタウンサミットの開催、「バイオマスタウンツアー」を6月より実施する等の国民運動を展開する。
- ・太陽光、風力、バイオマスなど地域における再生可能エネルギー利活用システムの構築に向けた技術開発・実証、普及支援を4月より順次実施するとともに、バイオ燃料関連税制を創設する。
- ・国際原子力エネルギー・パートナーシップへの参画、我が国原子力産業の国際展開の支援等を通じ、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する(4月より順次実施)。

◎美しい森林^{もり}づくりに向けた取組の展開

6月に全国会議を開催するなど、民間組織・企業・国民と一体となった「美

しい森林づくり推進国民運動」を年度前半に集中的に展開することにより、間伐等の森林整備を推進し、森林吸収量の確保を図る。

◎低炭素社会への国民的取組の強化

- ・「エコポイント」や「カーボン・オフセット」等による国民の環境行動の促進やそれを支援するビジネスの推進に取り組むとともに、地域の特色を活かした温暖化対策を支援する（4月より順次実施）。
- ・テレビ、新聞等のメディア、アニメ等のコンテンツを活用したキャンペーン、「省エネ家電普及促進フォーラム」の取組などの実施により、省エネ家電の買換え促進など国民一人ひとりのライフスタイルの見直しに取り組む（4月より順次実施）。

◎運輸部門における温暖化対策の推進

バス・トラック事業者を中心とした低公害車の導入支援や、新燃料などの石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進する。革新的省エネルギー船舶や次世代環境航空機等の研究開発等を推進する（4月より順次実施）。

◎市場・金融を活用した低炭素社会の構築

- ・自主参加型国内排出量取引制度への参加促進、金融商品取引所等による排出量取引市場の開設のための制度整備など市場メカニズムの活用を進めるほか、大企業等の技術・資金等により中小企業等の排出削減を進める「国内クレジット」制度の構築に向けて取り組む（4月より順次実施）。
- ・気候変動緩和に係るプロジェクト等につき、国際協力銀行の出資・保証活用のための枠組みを4月に創設し、日本企業の海外事業展開を促進する。

◎自転車通行環境の整備

平成20年1月に指定した全国のモデル地区において、歩行者・自転車が安全に通行できる自転車通行環境の模範となる事業を順次実施し、将来的な自転車通行環境の整備を目指す。